

## 【足立区地域自立支援協議会くらし部会】会議概要

会 議 名	令和元年度 第2回 【足立区地域自立支援協議会くらし部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉センター
開催年月日	令和元年9月18日（水）
開催時間	午後1時30分 ～ 午後3時30分
開催場所	障がい福祉センター 研修室3
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会 （1）障がい福祉センター所長挨拶 2 議事 （1）部会長挨拶 （2）協議 （3）その他 3 事務連絡 （1）次回の開催日程について
資 料	・第2回くらし部会次第 ・席次 ・地域生活支援拠点におけるニーズ調査・集計結果（添付なし） ・対応事例回答シート（添付なし） ・社会資源（添付なし）
そ の 他	

## 様式第2号（第3条関係）

### （協議経過）

#### 1 開会

○事務局（生活体験係長） 令和元年度足立区地域自立支援協議会第2回くらし部会を始めます。司会を務めます事務局吉成です。よろしくお願いします。

資料を確認します。次第、席次、資料としてニーズ調査・集計結果、対応事例回答シート、社会資源です。

初めに当センター所長江連から挨拶させていただきます。

#### （1）障がい福祉センター所長挨拶

○障がい福祉センター所長 本日はお忙しい中、また雨の中ご参加いただきましてありがとうございます。

7月3日に第1回くらし部会を行い、今回は第2回です。前回お話のあった地域分析からニーズ調査ということで、各施設からいただいた結果も含めて議論していきたいと思います。国も安倍政権が第4次改造内閣ということで、社会保障改革に向かって突き進んでいく中、障がいと高齢が一体的に進むためには、一番区民に近い足立区、地方自治体でも地域生活拠点について検討していかなければならないと考えております。本日も皆様からの貴重なご意見を賜ればと思います。よろしくお願いします。

○事務局（生活体験係長） では議事に移ります。ここからは酒井部会長、進行よろしくお願いします。

#### 2 議事

##### （1）協議

○酒井部会長 改めまして、皆様、お忙しい中アンケート及び議事録の確認等いただきましてありがとうございました。本日の内容については前回に続き、地域生活支援拠点におけるニーズと、事例を通したニーズ

の確認をしていきたいと思っております。

地域生活支援拠点におけるニーズ調査・集計結果ということで皆様にご回答いただいたアンケート結果を集計しております。それぞれ設問ごとに割合もまとめて、集計してあります。

設問1では相談支援、緊急受入れ、体験の機会・場、人材確保・養成、体制づくりの内容でご意見いただいております。設問2のところでは、拡大拡充が必要と思うサービスについてほぼ全員の方が短期入所の拡大拡充が必要ということでご意見いただいております。その他には、相談支援、共同生活援助、医療的ケア関連、移動支援、行動援護、体験型グループホームなどの拡充も求められております。新たな社会資源としては、トワイライト、医療的ケア、緊急一時保護、高齢化関連、その他いくつかあげていただいております。設問3のところでは、サービス等の連携において、課題や必要だと思うことはありますか。設問4ではネットワークのご自身の事業所の課題ということでアンケートを集約しております。今回全部を確認していく時間はありませんので、内容については次回までに読み解いておいていただいて、次回第3回は今年度最後の会になりますので、くらし部会として本会議にどのような要望、必要なものをあげていくかまとめていきたいと思っております。

資料の中でも“短期入所事業所”などと記載している資料につきましては、前回現状の社会資源の話をするなかで、意見いただいたところを障がい福祉課で細かなサービス内容等まで調べていただいたものをまとめています。各法人や、団体独自で使用の制限があるものもありますが、現状、足立区内でこのようなサービスが整っていることの

まとめになりますのでこちらもご覧になっていただきたいと思います。

今日メインで話をしたいのは、緊急事例の対応についてです。アンケートで挙げていただいた緊急事例について、具体的に、解決したものがほとんどだと思いますが、判断に迷う、こういう資源があればもっと早く解決したのではないかというケースもあったかと思います。事例の検討として、実際どのような対応が良かったか、またはこういう資源があれば良いなというところ。また、原因分析として、相談、緊急資源、体験、専門性、地域体制の地域生活支援拠点で求められる5つの機能を書いています。各項目に対して、原因や要因等あれば議論していきたいと思います。

本日はすべての事例を検討する時間はございませんので、事務局と事前にピックアップした事例について、議論したいと思います。時間的に3つくらいと判断し、6番と13番、14番を検討したいと思いますので、それぞれ担当の業務と絡めてご意見いただきたいと思います。

まずは6番の方から、利用者の方の個人情報も有りますので名前は出しておりません。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○6番の事例、緊急時夜間の預け先について

○酒井部会長 この事例について、実際どういう対応を本来取るべきだったか、また、どういう資源があれば対応できたか検討したいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

ショートステイなどでこういう緊急な問い合わせは多いですか。

○照井委員 そんなにはないです。

○酒井部会長 あだちの里も同じくないですか。

○伊藤委員 そうですね。ケースバイケースですけれども。

○酒井部会長 問い合わせがあったとしても満床というところが多いと思いますが、そういうときに緊急的な受け入れが現状難しいということが課題かと思います。

○オブザーバー(施設調整担当係長) よろしければ、せっかく事例を報告いただいているので、詳細について、回答していただいた方から文面ではわからないところを補足でうかがえたらと思いました。短期入所の対応ができないのは重度というところが問題だったのか、あるいは満床だったのか、何が原因だったのかうかがうことで原因分析ができるかと思いましたので。

○酒井部会長 報告いただいた芝さん、お願いします。

○芝委員 あだちの里相談支援センターの芝です。こちらの事例、夜7時に電話連絡があり、連絡あったときすでに担当不在でした。ご家族からの緊急対応で、担当に連絡しながら、受入先を探しました。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○6番の事例の詳細について

○酒井部会長 ありがとうございます。他の方で、内容で何かお聞きしたいことはありますか。

○照井委員 ショートステイ谷中の照井です。よろしく申し上げます。緊急の度合いがよくわからないのですが、私だったら、まずご家庭に行って状況確認をするという行動をとるか、聞いていて思いました。

相談支援の方が考える緊急度合いが今ひ

とつよくわからないのですが、どのように判断されているか教えていただきたい。

○芝委員 そうですね、緊急度合いというところですね。なかなか難しかったと思いますが、お家の方に行くというところでも、相談支援員の中での連携というところでも、どこに住んでいてどういう家庭で2人しか住んでいないとか、その辺の情報の確認などもされていなかったかと思います。そうですね。ご家族が「わかりました。大丈夫です」というところで終えてしまったのは、もしかしたらお家まで行かなきゃいけなかったと思います。そこの判断は難しく、実際、緊急の連絡がきてお家まで駆けつけたことは今まではないです。定着支援をされている方だとこちらが駆けつけることはあるけれど、ご家族から「どうしよう」という相談に対しての駆けつけは事業所で行ったことではないです。

○酒井部会長 ありがとうございます。他に。

○池田委員 葦の会池田です。よろしくお願ひします。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○家庭訪問の必要性について

今ドキドキしているのですが、「大丈夫」という状況は、どこで確認したのですか。

○芝委員 翌朝です。翌朝連絡してわかった状態です。後は通所施設の方にも夜電話がつながったので、普段通っているところの方がご本人の情報もわかっているかと思ってそちらにも連絡していたので。朝のご本人の通所状況も確認しています。

○酒井部会長 ありがとうございます。他にありますか。

○オブザーバー(施設調整担当係長) 障

がい福祉課岡田です。今おうかがいして、相談支援員が自宅に行くというのは逆にすごいなと思いました。通所で関わっている事業所だと何かあったらすぐに行くという考えなのかなと。相談支援事業所だと、普段ないとか。私も付き合い加減というのがあまりわからなかったのです。実際期待されているのは相談支援事業所も緊急時家庭訪問をすべきだという、そこまで期待されているのかどうか。皆さんどんな感覚なのかを聞いてみたいと思ったのですが。

○オブザーバー(施策推進担当係長) 障がい福祉課二見です。これは、あの、対応が良かったか悪かったかを検証するわけではないので、難しかったのではないかなと思われるのは、素早く動きを取れる人のところに情報がいかなかった。例えば葦の会の人だったりしてもたまたま池田さんに繋がらなくて、他の人が受けてそのままにしちゃったとか。時間帯で対応できる人が少なかったとか、昼間だったら当然役所に電話がかかってきて援護に相談していたとか、そこに情報が届いていないというところを課題として整理したほうが。誰が行かれて誰が行かれなかったなどの検証をしても仕方がないので、前向きにやったら良いかとちょっと思いました。

○酒井部会長 ありがとうございます。相談としての受付というか受入体制は、時間帯とか決まりとかはありますか。相談支援事業所の要件として24時間受け付けられれば良いというような。

○芝委員 24時間連絡体制は、今のところ。

○オブザーバー(施策推進担当係長) 指定相談支援事業所という、24時間体制を取りなさいという縛りはないです。地域定着支援をやっていく人に対しては24時間

の縛りがありますが、指定特定相談支援では無いです。

○酒井部会長 そうすると、このような事例のケースでは相談支援の対応では限界、やれない範囲となるわけですね。

○オブザーバー（施設調整担当係長）他に通所の方に連絡がとれたということですが、誰かに橋渡しできると尚良かったかと。

○オブザーバー（施策推進担当係長）  
（以下、非公開）

非公開部分の議事内容

○家族との連絡について

やはりどの段階でどれだけの情報がつかめて、対応できる人のところにどうやって繋がっていかれるのか。そうすると我々のところにはね返ってくるのですが、夜や土日でも我々が連絡を受けられる体制を作らなくてはいけなかったか、など、分析ができるといいと思います。

○酒井部会長 どのような資源、体制があったらよかったか確認したいと思います。

1点だけ。緊急の度合いは、事業所さんの経験値などによって変わってくるかと思いますが、援護では判断基準などはありませんか。

○オブザーバー（中部援護第一係長）障がい福祉課中部援護の小川です。基準は特に無いです。ただ、夜間、休みの時、警察や本庁舎の宿直などから連絡がくるときがあります。そのやりとりでは、どれだけ情報をとれるかというところがあります。

（以下、非公開）

非公開部分の議事内容

○本庁舎宿直からの電話連絡内容について

結局この方は僕が駆け付けなくても「大

丈夫」だったのですが、その判断をどうやってするか。そこが大切かと。どれだけ聞けるか、聞いてもらうようにするとかが一番大切と思うのです。人によってノウハウも違うし、慣れている人だと聞けるけれども、慣れていない人だとなかなか聞き取りが難しい。基準というのは、生死、命に係わると緊急度もバーンとあがるが、なかなか適格な情報が我々のところに来ないですね。

（以下、非公開）

非公開部分の議事内容

○事例の家族状況について

今の質問ですが、緊急性の最低限の基準というものを我々がどれくらい察知できるかが重要かと思います。

○芝委員 緊急時どうなっていたかですが、担当者はお家の事情を分かっていた。その時電車に乗っている担当に連絡が取れました。

（以下、非公開）

非公開部分の議事内容

○事例の家族状況について

この事例では担当と電話が繋がったが、繋がらなかったら事業所にある資料で対応した。また施設外だったらどこまで情報を持てるか、緊急対応でどこまで情報がとれるかは難しいと思います。

○酒井部会長 皆さん、要因の分析で5つの資源でどのようなものが必要だったかというご意見がありましたらうかがいたいと思います。

皆さんいかがですか。必要な資源はないですか。

○池田委員 情報共有が大事だと思います。担当でなくても、ある程度情報を確認できるシステム、体制が必要かと思います。情報

が確認できた時点でどこかに相談するところがあれば良かったかと。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○事例の家族状況について

こういう時にどこに連絡するか、とりあえず電話していいよ、というところがあり相談できればお母さんも安心できると思います。そこから色々な選択肢も出てくる可能性があると思います。究極的には重い方でも確実に受け入れてもらえる公立のショートとかがあればなと思います。

○酒井部会長 今のご意見、5つの分類で相談支援と事業者間連携という点で地域の体制で必要な項目だと思います。その他意見ありますか。

○鈴木委員 父母の会の鈴木です。親の立場ですと、普段あまり相談していない緊急時だけの対応というよりは、普段通所している施設で、子どものことをよくわかっている方など各施設に緊急対応の担当者や連絡先を決めてもらえないと、自分自身の体調が悪いとき、何件も連絡することは難しいし、知らないところに子どもを預けるのも不安です。施設も運営時間が終わると留守電で「本日の営業は終わりました」と流れてしまうと、かける元気も気力もない中でそれは無理だなと。何かあったときにうちの施設では担当者に必ずつながる連絡先があるとそれだけでも親は心強いので。子どものことをよくわかっている通所施設が緊急対応の窓口をしてくれるのが親としてはとても助かります。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○事例の家族状況について

○酒井部会長 ありがとうございます。慣れた職員というところでは、専門性や緊急事態にすぐ対応できる職員の確保ということで緊急資源に該当するかと思います。各事業所で夜間緊急時連絡が取れる体制はありますか。24時間で開所している施設は連絡がとれる又、とっていると思いますが。

施設長さんやサビ管さんの携帯を、公開している感じですか。

○池田委員 していますよ。

○酒井部会長 あだちの里は公開していないのですね。あいのわは公開していますか。

○照井委員 しています。

○酒井部会長 夜間で連絡がとれるということは当然利用者の方とか保護者親御さんにとっては重要なことだと思います。緊急に連絡をとれる資源が重要なのかなと思います。

○オブザーバー(施策推進担当係長) 連絡先の問題もありますが、連絡を受けた人が、緊急性が高いかどうかを判断するところ、それぞれ価値観が違っていると、「大丈夫じゃない」という話になってくると、共通のリスクアセスメントシートみたいな物があって、チェックしていったら、これはちょっと一大事とかがすぐできるツールがあると良いのかなと思ったりもしたのですが。児童虐待では共通のアセスメントシートが国の方で作られていて、児童相談所とか区市町村の判断が異なってもめることの無いように使われるのですが、ただ、虐待がからまない、病気等の緊急事態を判断するものは現状何もないので、そうしたものと良いと思いました。

○酒井部会長 緊急時の判断はどこの事業所も迷うところで、当事者、親御さんからすればすぎる思いで連絡していると思います。

リスクアセスメントシートを作成していくのは良いかと思いました。専門性を高めていかれたらと思います。

○オブザーバー（施設調整担当係長） こういうケースのときに、受けた人がリスク・緊急度の判断をする手順、その時に拠点という足立区での仕組みを考えたときに、誰が、何をどこまでやるのか、役割分担とか、フローとかを共通して持っておくだけでも、こんな連絡を受けたときは通所の事業所にも連絡しましょう、援護にも連絡しましょうとか、連絡先はここですか、そういう体制ができればいいのかなと思いました。

ゆくゆくは、皆さんの手を借りて手順化する、対応が標準化できますよね。またご意見いただけたらと思いました。また窓口をどうするか。ここで結論を出すことではないと思うのですが今回のニーズ調査の中でも、相談のできるワンストップで対応できる窓口を1本化すると良いとの意見もありつつ、鈴木委員の意見も興味深いなど。馴染みのところ、通っているところに連絡できると安心できるという意見もあり、意見を活かして仕組みを考えていかれば良いかと思いました。

○芝委員 2つあって、緊急の連絡先というところで、通所施設は繋がったけれども、施設にかけたので、繋がらなかった場合、相談支援事業所はそれぞれの方の電話を知っているわけではないので、そういったこともあるかなと。受けてしまったからにはですね。あとは対応というところで皆さん近くに住んでいる方、遠くに住んでいる方いるわけで、誰がどこかというのは、難しかったかなと思うので、遠くから来ている方だとそこから駆けつける間に事がすごく進んでしまうので、だったら近くの方が駆け付けるしかないと思うのですけれど、そうす

ると近くにいる人は何も知らない人の家に行かなければいけなくなってしまって、それはそれでどうなのかなと思って、誰がやるかということも課題かなと思います。

○酒井部会長 ありがとうございます。そういう意味では仮に地域生活支援拠点という枠組みで作られた、そこの職員さんは、普段からいろいろな関係機関と顔なじみになっていることとか、できるだけ体験の機会を作って障がいのある方と顔なじみになっていることが重要かと思えます。この事例について、緊急度のところでは、相談の受付や緊急の資源、専門性の向上、施設間の連携が重要ということでしょうか。

相対的な話の中で、地域生活支援拠点の話がでていきますので、そこに対してこういうのがあったらいいなという希望を含めて意見を出していただけたらと思えます。

私の方で先ほどご意見いただいて興味があったのですが、役割とかフローとか、拠点ができていく中でどなたが作っていくのでしょうか。

○オブザーバー（施策推進担当係長） 実は今年度私の係に虐待防止センターが来たので、対応フローチャートの作り直しを検討しようと思っていたところ、国も見直しを進めていて、今年度中に国としての市町村向けマニュアルの改訂版を出すにあたっての意見を聞きたいという話がありました。その虐待のフローチャートを作りながらうちの方で緊急時のフローチャートも作ったほうが良いのかなとちょっと思っています。

○酒井部会長 こういうのがあったら良いなというところでは、なかなか自分たちでは作り切れないこともあるかと思えます。そういう意見もあげていただければと思います。次の事例、13番です。20代男性の事例です。提出された方、詳細の説明をいた

だいてもよいですか。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○13番事例の詳細について

○酒井部会長 このケースは、直接サービスを利用している状況ではなく、関係機関から繋がるのは難しかったと思います。

地域生活支援拠点では、アウトリーチ的なものは求められるものですか、やはり援護ですか。

○オブザーバー(施設調整担当係長) 私も他の自治体の事例などで、アウトリーチでやっている事業などを探してみようと思いますが、見ていく中で、提携していく中で、皆さん主体が事業者だったり、援護だったりを持っている情報を持ち寄って、リスクの高いと思われるご家庭には予め、気を付けてみんなでみていきましょう、例えば、ショートステイの体験をしていない方なら促してみるとか、いろいろなチャンネルを繋げるということで、地域との交流の場に呼び出してみたりとか、医療機関との連携を予め取っておくとか、そういう取り組みの例はあったかと思いました。しかし、一般就労の方にアウトリーチは、(雇用先の)企業側から相談があれば動けるとは思います。援護でも情報は入ってこないと思います。Bさんにどうピンポイントで入れたかは難しかったと思います。ただ、この家庭環境を見ると、障がいの分野ではなくなってしまうかもしれませんが、困窮者支援や、地域との繋がりで見つけられることができるのでしょうか。やれるとしたらそんなところですかね。

○酒井部会長 最近の事例として、障がいのある方が就労して、何かしらの理由で退職して、ご自宅にこもってしまうというの

はよく聞きます。そこから就労系の事業所や生活介護に再度通い直す方が徐々に増えてきているので、どこから拾い上げられるか、私の施設でも受け入れていますが、なかなか見つけづらいのだろうなと感じます。

原因分析的には、地域の体制とか事業者間の連携などが求められてくるのかと思います。

3つ目で14番の事例です。

一事例読み上げ

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○14番事例の詳細について

○酒井部会長 石井さん。例えば訪問してご家庭の変化等に気づくことなどはありますか。

○石井委員 私は訪問介護なので、支援で直接ご自宅にあがらせていただきます。家族の調子が悪いことの把握ができるので、その都度介護保険であればケアマネージャー、障がいの方であれば援護係にすぐ相談はさせていただいています。居宅介護支援もやっているの、介護保険の申請なども、うちのケアマネージャーに相談して代行で申請をしてみたりとかそんな作業はさせていただいています。

○酒井部会長 サービスを提供している事業者がすべて把握するのは難しい部分もあるかとは思いますが、どこかで、気づいたりおかしいなと思ったりしたら関係機関に繋がれると良いと思います。要因のところで、こういうのがあったら良かったとか、こういうサービスなどができたらクリアできるのではないかと、などがありましたらご意見をお願いします。

○芝委員 相談支援で関わっている方であれば、お家に行ってお家の状況も把握でき



るので実際、妹さんとかで手帳は持ってないけれど若干家はずっといて大丈夫かなというところも相談させていただいているし家族状況も把握しやすいところはあるのですが、グループホームに入ってしまったところで、訪問先もグループホームとなると、ご本人の話が中心になるので、周辺事情まで気が回らないことはあったりするなと思います。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○利用者が自宅から離れた際の高齢家族の見守りについて

見る人が、見る目がなくなってしまうというのは利用者さんがいない分ご家族の状況も把握しにくくなってしまいかかと、どうしたら良いかは、家族も心配です。

○酒井部会長 グループホームや入所施設で、ご利用者が自宅から離れた場合、別な相談の機能や、行政と繋がる機能があると良いと思います。相談的な機能が重要かと思えます。

他にご意見ありますか。

○池田委員 ご家族の状況までの把握は難しいですが、介護保険も相談に行かないと、なかなか家族の状況でデイケア行きませんかという状況にはならないと思うのです。介護保険でも居宅のお年寄りのところに回っていただくか、障がいと介護でこんな方がいらっしやると情報交換をしたり、元気ですかと訪問したりくださる方がいるとか。介護保険とはあまりお付き合いがないのですが、基幹相談支援センターに相談に行ったらポンポンと繋がるとか。お元気ですか、デイケア行きませんか、とか。

○オブザーバー(中部援護第一係長) 介護保険に繋がっていない高齢者ですか。それ

は、一応地域包括ですけども。むやみやたらと訪問はできないと思うので、皆さんからのそういう情報は援護に出してもらって、援護から地域包括に連絡して、偶然を装って訪問してもらうことはあります。

○池田委員 援護さんにまず連絡すれば良いですか。

○オブザーバー(中部援護第一係長) 皆さんから直接地域包括でもいいですよ。そういう役割を持っているので。

○芝委員 地域包括にこっそり連絡した事例はあって、こちらが言ったと言わないでねと。

○オブザーバー(中部援護第一係長) 地域包括はそういう役割を持っているので。直接電話しても大丈夫です。

○池田委員 その辺がやはり、介護保険にそういう方がいますよと言ったら動いてくださるということが把握しきれていなかったもので、私も含めて障がいの分野と介護の分野であまりご家族もですけども。今後は障がいのある方たちが高齢化して介護保険のお世話になることを考えるとそれも把握しなければと思いました。

○江連委員 地域包括支援センターには認知症の専門員も配置されています。また区内には精神科病院を母体とした地域包括支援センターもあり、そちらにはもっと詳しい職員もいます。認知症の場合は相談してもらえると、アウトリーチでお家に一緒に行ってくれて対応してくれる。地域の認知症の専門医がいますので、その方も一緒に。どうしても病院に行きたくない方もいるので、一緒に行ってもらって、診断してもらって、介護保険に繋がるところもあるので、ご本人さんの拒否がある場合であっても、家族の協力があれば、利用いただけると思います。

○オブザーバー（施策推進担当係長） 葦の会から地域包括にはストレートな連絡方式だと思うのですが、相談が縦割りというのも、私が言うのも何なのですが、バラバラになっていて、援護は障がい者に関わる、サービスに繋がっていないお父さん、お母さんは介護保険と思うのですが、全体的に家族を支援するっていう視点がまだまだツールとしてもないし、誰かが、どこかで、サインを見つけていれば、保健センターが関わって心のケアをすることなどもできたと思うし、入院先の医療機関のMSWは何を見ていたのだろうなども気になったりするし、そうやってみんなが多分それぞれ関わっている機関が横に繋がるスイッチを誰かが入れないと動けない。スイッチを入れてくれる人がいれば動き出す素材はそれぞれが持っていて、ケースによっては地域包括が中心となって、関係機関のケース会議が開かれて、スイッチを入れるのが相談支援事業所だったり援護だったり様々だと思うのですが、問題が山積していて、それを繋いで何とかしようというところの、スイッチの入れ方が多分今、足立区だけじゃなくて、全国的にルール化がされていなくて、気が付いた人はやるけれども見逃されてバラバラに対応している例がごまんとある辺りが、大きな話になるのですが、仕組みとしては課題かなと。早めに保健センターに繋げていたらあと後悔はたくさんあるが、何かスイッチの入れ方が共通化できたら良いと思いました。

○酒井部会長 皆さんの意見の中で、地域での連携や専門性が必要になってくるのかと思います。この事例については事業所や行政との連携、専門性の向上というところが重要なかなと思います。

○オブザーバー（施策推進担当係長） 地

域でいえば民生委員さんの関りもあります。

○オブザーバー（施設調整担当係長） 援護係はグループホームに入所した場合は担当としては住所地援護係が担当ですか。

○オブザーバー（中部援護第一係長） 出身世帯の住所地の援護が担当です。

○江連委員 福祉事務所の総合相談係でも介護保険申請は可能です。福祉事務所内での連携も重要ですね。

○酒井部会長 今ご意見いただいた中で、民生委員の取り組みで、アウトリーチというか地域の方に訪問を行ったりするのですか。

○三浦委員 高齢者とか、障がい手帳を持っている方などの要援護者方の名簿としてはお預かりしています。非常時に動くことはありますが、普段は福祉事務所の方から割り当てられた方にしか訪問していないので、完全に地域の方を把握している訳ではありません。

○酒井部会長 ありがとうございます。専門性や地域の中での連携が重要なかなと思います。他にご意見ありますか。では、まだ時間があるので、他に検討したいものやご意見はありますか。

○事務局（社会リハビリテーション係長） 一つ、情報提供です。一番目の事例で、お母さんの状態にもよりますが、今ホームドクターとあって、病院が車で往診してくれる。金額はちょっと高いですが、夜間でも往診してくれる民間の病院もあります。心臓発作とかだと入院せざるを得ず厳しいですが、風邪とかノロウイルスでも活用できるサービスがあります。インターネットで検索すると出てきます。23区内なら来てくれて、薬も持ってきてくれます。

○酒井部会長 他に検討して欲しい事例な

どはありますか。

○石井委員 援護係にお聞きしたいことがあります。

先ほどの芝委員のケースで、お母さんから短期入所の希望があったと思うのですが、仮に訪問介護利用者の場合で、短期入所が難しいのでヘルパーに自宅に来てもらえないかというご依頼があった場合、見守りで時間が長くなってしまふケースが出てくるかと思うのですが、そういった場合後日連絡となると思うのですが、対応はそのまましても大丈夫なのでしょうか。

○オブザーバー（中部援護第一係長） すごく難しいですね。よくあるのは例えば“見守り”ということによって、基本的に、身体介護、家事援助というのはないですね。ただよくあるのは身体介護で入っていて、何らかの理由で母の具合が悪いとか、帰ってくる時間に帰ってこられなかったということで、30分とか1時間延長したという報告が後で事業者からあり、それはやむを得ないことはあります。その時に緊急性があって、例えばそれこそ救急搬送されたので、本来は見守りという形ではないが、別のご家族が家に来るまでの間、一人にしておけないので待っていたので、という例はあります。ただ、翌日の朝までというのは多分ヘルパーさんとしても対応できないと思うし、短い時間の延長はやむを得ないという流れは実際問題としてあります。

○酒井部会長 ありがとうございます。特になければ。

○オブザーバー（施設調整担当係長） このお時間をお借りして、残りの資料の簡単な説明とご意見をうかがえればと思います。

クリップ止めしたA3の資料は社会資源の一覧です。細かいところはお持ち帰りいただきご覧いただけたらと思いますが、こ

ちらの説明をしたいと思います。

前回の部会で緊急対応の資源としてどんなものがありますかとうかがいました。意外と区内でも他の事業所が実施しているところ、知らないことが多いと思いましたが、他の法人の取り組みなどもまとめて、こういう形で一覧にしてみました。短期入所事業所区内10か所。入所施設併設から、グループホームの1床だけあるところなどを網羅して一覧にしています。2枚目は緊急受け入れの資源といえるかどうかですが、日中一時保護、区内に2か所。希望の苑とグランファミリア。グランファミリアはどちらかといえば余暇支援で、目的から外れるとは思いましたが一応掲載しました。3枚目がその他の独自事業、NPOあだちでやっているトワイライト事業。あいのわでやっているタイムケア事業。親の会父母の会でやっている預け合い。こういったところも緊急で対応する預け先かなと作成しました。その他事業の方は知らないところも多いと思いますので後でご覧いただければと思うところです。私自身この資料を作っている中で、気付いたのが、団体、法人からも緊急の預け先がない。ニーズ調査の集計結果3ページのところで、「既存サービスで拡大・拡充が必要」のところでは、全員から短期入所を拡充すべきとの回答があります。緊急の事例に対応できていないのが理由。地域生活支援拠点を検討するときに、ここは拡充したほうが良いと思います。しかし、現在、短期入所事業所で、緊急の方がどれくらい受け入れられているかということ、事前の申請利用でいつも満床で緊急枠がほとんどない。たまたま空いていれば使えるかも、という状況がわかりました。緊急案件にどこまで応えられるか。短期入所事業所の数を増やせばこたえられるかといえば必ずし

もそうではないと思います。別な枠組みの緊急一時保護を考えなければいけない。前回のくらし部会で区の方でも考えていかなければならないとお話しさせていただきました。もう一つは短期入所の利用の仕方の見直しがもう少しできないか。ちょっとずつ皆さんに譲り合ってもらって、緊急時に使いやすくできるアイデアはないか。笑われてしまうかもしれませんが、例えば緊急事案が入った時、予約者の方に連絡して今回はショートステイの利用を譲ってもらう相談ができないかなど。他に何か断片的なアイデアでもあると、と思いますがいかがでしょうか。

○酒井部会長 短期入所を運営している事業者さんでご意見いただけますか。

○三瓶委員 難しいと思います。手っ取り早いのは緊急枠として常に開けておくことができれば。またそれぞれのところで役割を分散化して、いつからいつまではどこどこシェアするとかくらいしか思い浮かばないです。

○照井委員 短期入所のニーズも多様化していて、緊急一時だけでなく、区内では短期入所がそもそも足りないのが明らかになっています。あいのわ福祉会では竹の塚4床と谷中4床を運営していますが、先ほど三瓶委員から話があったように、1つ2つ、つぶして緊急一時用の枠を作ればいつでも受け入れる体制ができます。または短期入所事業を新たに増やしていくことしかないかと思っています。

現状、350～360人の契約者がいて、利用を毎日抽選で決めて対応している状況です。区内の利用者さんだけでなく、他区からの利用者など様々な利用者がいて、緊急時に相談してお譲りいただくのは難しいと思います。

○オブザーバー（施設調整担当係長） 当番制で、月曜日はここといったように必ず区内で1床は空いているとかはできませんか。お金がかかりますか。

○酒井部会長 確保の保証をしていただければできるかと。

○オブザーバー（施策推進担当係長） 利用者は日替わりで動くのか。

○オブザーバー（施策推進担当係長） そうですね、連続して取るというのは難しいかもしれないですが。

○芝委員 現実として、ベッドは空いているが、人がいない、職員がマンツーマンで対応する利用者さんだと対応できないという理由で断られてしまうことも結構多いです。人も同時に確保しておかないといけないと思います。

○酒井部会長 あだちの里ではいかがですか。

○伊藤委員 前回もお話しさせていただきましたが、入所のほうで、事業として、空床利用の受け入れで区と調整しています。入所のほうも、高齢化などの課題があり、入所の職員だけでショートステイを併用している状況もあり、その状況で受け入れが可能、不可能な状況もあります。もし緊急枠という形でショートステイの部分を1枠という形でも、利用者さんの支援の度合いでは受けられないこともあります。満床でなくても、その時の状況に左右されることがあるかと思っています。

○酒井部会長 他にご意見はありますか。

○鈴木委員 緊急一時保護の枠ができるとして、緊急時受け入れてもらえる施設に、前もってデータなどの登録はしておかなくて大丈夫でしょうか。短期入所を利用するにあたっては医師の診断書なり医療部分について出しますよね。もし緊急時みていた

だきたい施設に登録をするというか、そういう感じなのでしょうか。

○オブザーバー(中部援護係長) 緊急的なニーズがあるということは、援護係ではというか、区でも感じています。今まで通りの枠組みでは対応も厳しいとも感じています。短期入所を増やしても緊急対応できないことが見えてきていて、今までの形以外のものと考えていて、少しずつ動いているところです。それは拠点の話にも繋がり、拠点を現実的にするためには今までとは違った仕組みを考えていかななくてはいけないと思っています。契約の問題であったり医療の問題であったりも出てくるでしょうし、そういった面で違った仕組みをと考えています。よろしくをお願いします。

○酒井部会長 他に確認しておくべきことはありますか。なければ事務局にお返しします。

### 3 事務連絡

○事務局(生活体験係長) ありがとうございました。事務連絡です。第1回議事録は皆様にご確認いただきました。まとめり次第ホームページに掲載していきます。第2回の議事録も整い次第委員の皆様へ送付します。確認後、返送いただけたらと思います。第3回は12月18日(水)午後1時30分に行います。

それではこれで終了します。ありがとうございました。